

## 平成30年度包括外部監査結果報告書 概要

- 1 包括外部監査人： 八木一法（公認会計士）、補助者として8人の公認会計士
- 2 監査テーマ： 『消防局及び危機管理室における財務事務等の執行について』
- 3 監査対象部署： 消防局及び市長公室危機管理室を監査の対象とした。
- 4 実施した監査手続： 責任者及び担当者への質問、関係書類の閲覧、入手データの分析、業務の観察、事務の執行等の関係法令、規則等に対する準拠性の検討、その他監査人が必要と判断した手続きを実施した。
- 5 監査結果及び意見（全般）（報告書18頁～31頁）

消防の任務は、①火災に対して予防、警戒、鎮圧、救護等あらゆる方法により国民の生命、身体及び財産を守ること、②災害一般に対して事前に原因を除去し、災害が発生した場合において被害の拡大の防止及び縮小を図ること、③災害や疾病による傷病者の搬送を適切に実施することである。

消防局は、上記の任務を果たすべく市内および消防事務を受託している神崎郡3町の広域において、1本部・5消防署・2分署・13出張所の施設を設け、消防車両等119台・消防艇等2隻・消防職員563名を配置して消防・救急・救助体制の充実を図っている。

また、非常備の体制として、消防団は8団・72分団・消防団員3,092人を配置して地域の安全安心のため活動している。

そして平成22年4月に消防局から分離独立した市長公室危機管理室は、防災や国民保護に関する従来の業務に加えて、安全安心推進担当業務にかかる事業を実施し危機管理体制の構築に努めている。

外部監査を行った結果、消防局及び危機管理室の行う事業について、今回の監査結果及び意見を（1）施設及び財産管理（2）事務手続きの明確化（3）その他の事務事業の3つの観点から類別した。

### （1） 施設及び財産管理について（概要P2～P6 一覧表の区分1参照）

消防施設の維持管理、消防車両や資器材、薬剤、防火服など専門性の高い物品の適切な管理が必要である。

### （2） 事務手続きの明確化について（概要P2～P6 一覧表の区分2参照）

消防局の行う各種の業務の遂行には、様々な基準の設定及び手続き等についての文書化が必要である。

### （3） その他各種事務事業に関すること（概要P2～P6 一覧表の区分3参照）

その他、消防局において行われる各種事業について意見を述べる。

(4) 個別監査結果及び意見について

個別監査結果及び意見の一覧は、以下のとおりである。

①消防局

監査結果の一覧

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号 及び項目名	内容	区分 (*)
結果1 (81頁～82頁)	第2節6 消防・救急課	薬剤については、救急車のみの受払管理だけでなく消毒室についての受払管理もできるように薬剤管理表の記載方法を見直す必要がある。	1
結果2 (97頁～98頁)	第2節7 火災予防業務	市の施設である姫路市立総合教育センターにおいて防火管理者の未選任・未届出及び消防計画の未作成・未届出が長期にわたっていた。市の施設に対する指導方法を見直すべきである。	2
結果3 (98頁)	第2節7 火災予防業務	各消防署への査察執行方針(運用基準を含む)の提示が事務処理要綱上の期限より遅くなされたため、査察実施計画の策定期間が半減していた。計画策定の事務負担の増大や、計画自体の質の低下につながる危険性が生じるので運用基準の期日内の提示が必要である。	2
結果4 (98頁)	第2節7 火災予防業務	平成26年度の建築基準法(昭和25年法律第201号)改正により導入された、仮使用認定制度に対応する事務処理規程の改定がいまだなされていない。早急に改定する必要がある。	2
結果5 (142頁～143頁)	第2節10 消防署	備品について市有品表示シールの貼付漏れ、不用備品の廃棄処理、備品台帳の記載不備について、是正対応が必要である。	1
結果6 (143頁～144頁)	第2節10 消防署	消火薬剤、油処理剤及び吸着材等の現物管理に不備があるため、是正対応が必要である。	1
結果7 (144頁～145頁)	第2節10 消防署	消防手数料の収納事務、収納金の管理、領収書の管理に不備があるため、改善が必要である。	2
結果8 (145頁～147頁)	第2節10 消防署	時間外勤務に係る確認事務の不備、庶務事務システムへの入力誤りの不備があるため改善対応が必要である。	2
結果9 (147頁)	第2節10 消防署	出張命令書の行先記載誤りは、旅費の計算ミスにつながる危険性があるので正確なチェックが必要である。	2
結果10 (147頁～148頁)	第2節10 消防署	消防車に搭載される資器材は、廃車となった車両から取り出した利用可能な資器材の取付・搭載により、標準の取付数よりも多くの数量が搭載されている。また、廃車車両から取り出した資器材のうち倉庫に保存されているものも多くあるが、数量の管理はされていない。資器材については、個々の物品ごとに見ると金額的にも重要なものがあるので、保管場所別に数量を管理することが必要である。	1
結果11 (170頁～172頁)	第3節2 消防団員の報酬、 費用弁償等	県消防協会から配布される物品については、一般の備品と同様に内部統制手続きが必要であり、取扱規程を定めて文書化し、適切な管理をすることが必要である。	1

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号 及び項目名	内容	区分 (*)
結果 12 (186 頁～187 頁)	第3節4 消防団に関連する 公有財産	土地の貸借契約について書面の存在が確認できないものがある。契約の相手方の調査及び契約条件の確認が必要である。	1
結果 13 (187 頁～188 頁)	第3節4 消防団に関連する 公有財産	契約締結から20年以上経過した古い貸借契約が存在するが、契約の相手方に連絡をとり、現状の確認が必要である。	1
結果 14 (195 頁～196 頁)	第3節6 消防団の装備・資 器材	平成28年度に購入した大量の防火服について、防火服一式として備品に計上されている。実態に即した個別登録をして、事後の所在や使用状況の確認が可能となるようにしておくことが必要である。	1
結果 15 (201 頁)	第3節7 消防団の運営経費 等	消防団長からの預り金は、団長の個人の費用に支出するための金員であり、公的な資金とは言えず、消防局職員にとってはその出納管理は公務の一環と言いき難い。このような預り金の取扱いは行わない様に、見直しが必要である。	2

#### 意見の一覧

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号 及び項目名	内容	区分 (*)
意見 1 (47 頁～48 頁)	第2節3 常備消防に係る公 有財産	行政財産の空きスペースへの自動販売機設置について公募が不調に終わった場合の取扱いについて考え方を整理することが望まれる。	1
意見 2 (57 頁～59 頁)	第2節4 常備消防に係る施 設の整備・維持管 理	長期継続の委託契約について、入札の競争性を確保するための契約期間の制限、指名基準の見直しなど検討が望まれる。	2
意見 3 (59 頁～61 頁)	第2節4 常備消防に係る施 設の整備・維持管 理	消防署の清掃業務について、適切なロットでの発注検討に努めることが望まれる。また予定価格算出の経緯を記録した資料の決裁書への添付が望まれる。	2
意見 4 (61 頁～62 頁)	第2節4 常備消防に係る施 設の整備・維持管 理	非常用電源設備が未設置である分署・出張所についても、可能な限り設置する方向での検討を続けることが望まれる。	1
意見 5 (67 頁～69 頁)	第2節5 公の施設（ひめじ 防災プラザ）	受付案内等業務の指名競争入札について、入札の競争性が失われることがないような条件（指名基準）を検討することが望まれる。	2
意見 6 (69 頁)	第2節5 公の施設（ひめじ 防災プラザ）	予約の確認及び利用の申込みについて、IT技術を活用して利用者の利便性を図ることが望まれる。	2
意見 7 (82 頁)	第2節6 消防・救急課	新規の耐震性防火水槽の設置計画を確実に実行し整備することが望まれる。	1
意見 8 (82 頁)	第2節6 消防・救急課	防火衣の購入について、消防署ごとに入札を行うのではなく一括で入札することの検討が望まれる。	2

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号 及び項目名	内容	区分 (*)
意見9 (82頁～83頁)	第2節6 消防・救急課	救急自動車は、消防力の整備指針に基づく必要数量に対して不足しており計画的に整備することが望まれる。	1
意見10 (83頁)	第2節6 消防・救急課	梯子付消防自動車のオーバーホールについては、随意契約であっても見積書の検討段階においてその内容や金額の適正性を担保するための資料提出等を求め慎重な検討を行い、情報集積のための記録を作成することが望まれる。	2
意見11 (83頁)	第2節6 消防・救急課	修理部品の供給が終了し復旧ができず本来の使用目的に適さない備品については、備品台帳に現在の使用法を記載し管理方法の見直しを行うことが望まれる。	1
意見12 (99頁～101頁)	第2節7 火災予防業務	消防局から各消防署に提示された査察執行方針に基づく立入検査等実施計画の策定及び当該計画に基づく立入検査等の実施については、長期間立入検査が未実施など不十分な状況であり、改善を検討することが必要である。	2
意見13 (102頁)	第2節7 火災予防業務	巡回調査の対象物件について、市役所内の他部署の情報の入手、活用ができていればより早期に違反の把握ができていた可能性があった。市役所内での連携に向けた検討が望まれる。	2
意見14 (103頁～104頁)	第2節7 火災予防業務	姫路ケーブルテレビへの委託について、放送実績の報告を受領することや視聴率等のデータの提供を求め業務の内容の点検をすることが望まれる。	2
意見15 (122頁～123頁)	第2節8 危険物規制業務	危険物仮貯蔵・仮取扱承認事務について、現地調査を実施した書面を作成することが望まれる。	2
意見16 (123頁～124頁)	第2節8 危険物規制業務	危険物施設について消防署における年間立入検査等実施計画の策定のための期間を確保するために、毎年3月10日までに査察執行方針を示すことが望まれる。	2
意見17 (124頁～125頁)	第2節8 危険物規制業務	危険物施設管理システムに入力された査察状況のデータを有効に活用できるように、費用対効果を考慮したうえで、次回と同システムの更改時には、同システムに機能改善を加えることを検討することが望まれる。	2
意見18 (125頁～126頁)	第2節8 危険物規制業務	危険物施設の立入検査や危険物に係る違反処理について、姫路市火災予防査察規程及び姫路市火災予防査察事務処理要綱の規定に準じる旨の文書化を検討することが望まれる。	2
意見19 (126頁～127頁)	第2節8 危険物規制業務	各消防署の予防係と消防局予防課が一体となって、危険物施設の立入検査における初任者等のスキル・アップを図る体制を整えることが望まれる。	2
意見20 (127頁～128頁)	第2節8 危険物規制業務	違反処理基準に該当する事案については、違反施設台帳等に相当する文書を作成し、各消防署や消防局全体としての違反処理に関する知見の集積に役立てることが望まれる。	2

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号 及び項目名	内容	区分 (*)
意見 21 (138 頁～139 頁)	第 2 節 9 情報指令課	新高機能消防指令システムは7年間の賃借契約となっているが、契約内容はファイナンスリースである。契約時期を考えると予定価格の算定に際して適用する消費税率は契約期間の全てを通じて8%が適用される。入札経過調書において消費税10%への引き上げを考慮した予定価格の記載は誤認を与える可能性があり、注意されることが望まれる。	2
意見 22 (139 頁)	第 2 節 9 情報指令課	夜間特殊業務手当について、庶務事務システムへの入力時にダブルチェックを徹底し、人的なミス無くすことが望まれる。	2
意見 23 (148 頁～149 頁)	第 2 節 10 消防署	消防団が管理する消防車両は、公用車である。給油等の維持管理、走行記録については消防団に直接接触する機会が多い消防署が管理する必要があることを認識し、適切な維持管理をすることが望まれる。	1
意見 24 (153 頁)	第 2 節 11 受託事業	受託3町にかかる経費の発生について、コスト管理意識を持って業務管理を行うことが望まれる。	3
意見 25 (161 頁～163 頁)	第 2 節 12 常備消防に係るその他の活動・事業等	近年増大している消防や救急業務に対応するためのマンパワーを確保し、消防や救急業務を円滑に実施することと、消防音楽隊の活動の効果的な側面を比較衡量した上で、当面は、可能な限り現状の規模を維持しながら、「あり方について」の見直しが可能かどうかを検討することが望まれる。	3
意見 26 (163 頁)	第 2 節 12 常備消防に係るその他の活動・事業等	「あり方について」の見直しに備えて、消防音楽隊の活動を評価する指標の検討及びデータの収集、定期的な他の自治体の状況の照会、他の自治体の事例の調査研究、並びに、多様な立場の人の意見を反映させることを検討することが望まれる。	3
意見 27 (172 頁～173 頁)	第 3 節 2 消防団員の報酬、費用弁償等	消防団員の活動に対する費用弁償無支給の分団員が多く存在する分団については、実際の活動状況について調査及び検討するとともに、団員の活動継続の意思を確認することが望まれる。	2
意見 28 (173 頁～174 頁)	第 3 節 2 消防団員の報酬、費用弁償等	団員報酬及び費用弁償の支給については、各人別の支払いとし、分団員に確実に支給されるような管理方法にすることを検討すべきである。	2
意見 29 (175 頁～176 頁)	第 3 節 2 消防団員の報酬、費用弁償等	団員報酬額について、普通交付税の標準団体行政経費が示す年間報酬の標準額を参考に、支給水準の見直し検討を行うことが望まれる。	3
意見 30 (181 頁～183 頁)	第 3 節 3 消防団員の教養訓練	消防団の訓練の充実強化のために、消防署との合同訓練計画の策定の工夫、訓練参加率向上の努力、火災だけでなく自然災害において必要な訓練内容、訓練不参加者に対する対応など検討・考慮することが望まれる。	2
意見 31 (188 頁～189 頁)	第 3 節 4 消防団に関連する公有財産	合併町から承継した土地については、登記簿上の権利部の所有者が旧町のままであるものが散見される。管理事務において、留意されることが望まれる。	1

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号 及び項目名	内容	区分 (*)
意見 32 (191 頁～193 頁)	第3節5 消防団施設の整備・維持管理	同じ業務内容で契約の時期が近接する委託業務については、複数業務を一つにまとめ契約の方法を競争入札とし、契約金額を低くできる可能性があることに留意して契約事務を行うことが望まれる。	2
意見 33 (193 頁～194 頁)	第3節5 消防団施設の整備・維持管理	契約に関わる手続きや意思決定を適切に行っていることを明らかにするために、随意契約の場合も競争入札の場合と同様に予定価格を決裁書に明示したり、予定価格書を添付することが望まれる。	2
意見 34 (196 頁～197 頁)	第3節6 消防団の装備・資器材	消防団に配備された装備や資器材について、日常の保管、使用、維持管理の取扱いについて要綱やマニュアルを制定することが望まれる。	1
意見 35 (197 頁)	第3節6 消防団の装備・資器材	消防団において配備されている備品について、備品台帳との照合を消防団が定期的に行い、報告をしてもらう制度の検討が望まれる。	1
意見 36 (198 頁)	第3節6 消防団の装備・資器材	平成26年度に購入された夜間活動用投光器セットは、いったん備品台帳に一式と登録し、さらに個別に登録された二重登録となっていた。備品登録について、慎重な取扱いが望まれる。	1
意見 37 (202 頁)	第3節7 消防団の運営経費等	家島消防団における分団運営費について、団行事拠出金のうち研修、訓練経費の内容について、分析・検討することが望まれる。	2

## ②危機管理室

### 監査結果

なし

### 意見の一覧

通し番号 (報告書頁)	第3章の項目番号 及び項目名	内容	区分 (*)
意見 38 (217 頁～218 頁)	第4節 危機管理室	備蓄物資のうち消費期限の設定がない「紙オムツ」「生理用品」等については、納入から20年以上経過している。機能性の劣化の可能性があるため、一定の使用期限を設けて、更新しておくことが望まれる。	1

(\*)「区分」について

- 1：施設及び財産管理に関する監査結果及び意見
- 2：事務手続きの明確化に関する監査結果及び意見
- 3：その他の事務事業に関する監査結果及び意見